

財 産 目 録

別紙4

2018(平成30)年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額
I 資産の部						
1 流動資産						
現金預金						
現金	現金手許有高	-	運転資金として	-	-	39,479
普通預金	もみじ銀行熊野支店	-	運転資金として	-	-	27,981,598
郵便貯金	郵便貯金	-	運転資金として	-	-	149,206
			小計			28,170,283
事業未収金		-	2・3月分介護給付費等	-	-	13,970,962
未収金		-	3月分職員給食費	-	-	562,830
商品・製品		-	就労支援事業販売商品	-	-	125,228
前払費用		-	車輛自賠責保険料等	-	-	222,196
			流動資産合計			43,051,499
2 固定資産						
(1)基本財産						
土地	(障害者活動センターあゆみ拠点) 安芸郡熊野町平谷5-260-1 2662㎡ (あゆみホームびーす拠点) 安芸郡熊野町城之堀1-7466-4 ほか1筆 496㎡	-	第2種社会福祉事業である、障害者活動センターあゆみ施設等に使用している。	-	-	8,955
		-	第2種社会福祉事業である、あゆみホームびーす施設等に使用している。	-	-	5,093,500
			小計			5,102,455
建物	(障害者活動センターあゆみ拠点)安芸郡熊野町平谷5-260-1	2006年度	第2種社会福祉事業である、障害者活動センターあゆみ施設等に使用している。	129,164,992	31,939,132	97,225,860
	(あゆみホームびーす拠点)安芸郡熊野町城之堀1-8-3	2015年度	第2種社会福祉事業である、あゆみホームびーす施設等に使用している。	54,766,800	5,038,544	49,728,256
			小計			146,954,116
定期預金	もみじ銀行熊野支店	-	特段の指定がない	-	-	1,000,000
			基本財産合計			153,056,571
(2)その他の固定資産						
構築物	井戸、外構 他	-	飲み水使用 他	11,363,378	6,326,440	5,036,938
機械及び装置	移動アーチパートナー 他	-	職員の負担軽減 他	2,499,550	2,317,992	181,558
車両運搬具	トヨタハイエース他6台	-	利用者送迎用 他	13,507,949	10,526,401	2,981,548
器具及び備品	ルームエアコン 他	-	利用者処遇用	2,871,896	2,173,208	698,688
退職給付引当資産		-	職員用	-	-	3,260,400
施設整備積立資産	定期預金もみじ銀行熊野支店	-	将来における施設整備の為に積み立てている定期預金	-	-	4,000,000
修繕積立資産	定期預金もみじ銀行熊野支店	-	将来における施設修繕の為に積み立てている定期預金	-	-	5,849,208
設備整備等積立資産	定期預金もみじ銀行熊野支店	-	将来における就労支援事業の設備更新の目的のために積み立てている定期預金	-	-	390,000
長期前払費用	火災保険料	-	火災保険料	-	-	124,416
			その他の固定資産合計			22,522,756
			固定資産合計			175,579,327
			資産合計			218,630,826

I 負債の部						
1 流動負債						
事業未払金	社会保険料 他	-		-	-	2,807,855
その他未払金		-		-	-	500,000
1年以内返済 予定設備資 金借入金		-		-	-	1,914,000
未払費用	職員手当 他	-		-	-	975,718
預り金		-		-	-	2,280
職員預り金		-		-	-	838,785
賞与引当金		-		-	-	2,000,000
流動負債合計						9,038,638
2 固定負債						
設備資金借 入金	独立行政法人福祉 医療機構	-		-	-	18,154,000
退職給付引 当金		-		-	-	3,260,400
固定負債合計						21,414,400
負債合計						30,453,038
差引純資産						188,177,788

(記載上の留意事項)

- ・土地、建物がある場合には、科目を拠点区分毎に分けて記載するものとする。
- ・同一の科目について控除対象財産に該当し得るものと、該当し得ないものが含まれる場合には、分けて記載するものとする。
- ・科目を分けて記載した場合は、小計欄を設けて、「貸借対照表価額」欄と一致させる。
- ・「使用目的等」欄には、社会福祉法第55条の2の規定に基づく社会福祉充実残額の算定に必要な控除対象財産の判定を行うため、各資産の使用目的を簡潔に記載する。なお、負債については、「使用目的等」間の記載を要しない。
- ・「貸借対照表価額」欄は、「取得価額」欄と「減価償却累計額」欄の差額と同額になることに留意する。
- ・建物についてのみ「取得年度」欄に記載する。
- ・減価償却資産(有形固定資産に限る)については、「減価償却累計額」欄に記載する。なお、減価償却累計額には、減損損失累計額を含むものとする。また、ソフトウェアについては、取得価額から貸借対照表価額を控除して得た額を「減価償却累計額」欄に記載する。
- ・車両運搬具の〇〇には会社名と車種を記載すること。車輛番号は任意記載とする。
- ・預金に関する口座番号は任意記載とする。